

事業用自動車の

ASV装置装着車の購入 に対し 補助金を交付します

国土交通省では下記の装置を搭載した事業用の車両を購入する場合、平成22年4月1日より下記の補助金額を上限として**ASV装置の購入に係る費用の2分の1**を補助する制度を実施しております。

補助申請の受付は平成23年1月31日までとなっておりますので早めに申請してください。詳細は裏面の各地方運輸局自動車技術安全部もしくは運輸支局にお問い合わせ下さい。

なお、補助金総額に達した場合、受付期間内であっても補助金の不交付及び交付申請を受け付けないことがあります。

	補助対象装置	補助金額	補助対象車種
1	衝突被害軽減ブレーキ	275,000円※	・車両総重量8トン以上のトラック ・バス
2	・ふらつき注意喚起装置 ・車線逸脱警報装置 ・車線維持支援制御装置	50,000円※	・車両総重量8トン以上のトラック ・バス ・タクシー
3	車両横滑り時制動力・駆動力制御装置	150,000円※	・車両総重量8トン以上のトラック ・バス

※上限額です(値引き等により減額があります)



補助金申請に関する主な注意点

- ・本補助金の申請は、車両の登録の1ヶ月前までに行ってください。
- ・車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則とします。(ローンなどによる支払いの場合は補助金の交付はされません。)
- ・①、②、③の装置を複数取り付ける場合は、それぞれの装置に対して補助を実施します。
ただし、「ふらつき注意喚起装置」と「車線逸脱警報装置」のように②の中での重複に対しては補助は受けられません。

その他

全日本トラック協会及び地方トラック協会もASV装置装着車の購入に対し補助金を交付しており、国土交通省の補助金とあわせて利用することが可能です。(詳細については都道府県トラック協会にお問い合わせ下さい。)